

相続人代表者指定届

年 月 日

蕨市長 あて

相続人の代表者	住 所			
	電 話 番 号			
	フリガナ			
	氏 名	①		
	被相続人の続柄		相 続 分	

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

被相続人	フリガナ 氏 名	死亡時の住（居）所	死亡年月日	
			年 月 日	
その他の相続人	フリガナ 氏 名	住 所	被相続人との続柄	相続分
	①			
	①			
	①			
税目	<input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税			
備考				

- (注) 1 この届出により市税に係る通知を代表者の方に送付しますが、相続が確定するものではありません。
- 2 相続を放棄された方は、家庭裁判所が発行する証明書の写しを添付してください。
- 3 市長は、この届出がない場合は、相続人の一人を指定し、その者を相続人の代表者とすることができます。
- 4 固定資産税・都市計画税については、相続登記が完了するまでの間、この届出の代表者が地方税法第343条第2項に規定する現に所有する者（納税義務者）の代表者となります。